



市 章

大津市公報

平 成 24 年 6 月 5 日
号 外 (第 33 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則	目 次
81 大津市副市長事務分担規則	1

規 則

大津市副市長事務分担規則を公布する。

平成24年 6 月 5 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第81号

大津市副市長事務分担規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序について必要な事項を定めるものとする。
(分担事務)

第 2 条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担当する。

茂呂副市長

- (1) 総務部に属する事務
- (2) 市民部に属する事務
- (3) 健康保険部に属する事務
- (4) 環境部に属する事務
- (5) 都市計画部に属する事務
- (6) 建設部に属する事務
- (7) 市民病院に属する事務
- (8) 介護老人保健施設ケアセンターおおつに属する事務
- (9) 監査委員の事務局の職員に補助執行させている事務
- (10) 議会事務局の職員を市長部局の職員に充て、執行させている事務

笠松副市長

- (1) 政策調整部に属する事務
- (2) 福祉子ども部に属する事務
- (3) 産業観光部に属する事務
- (4) 消防局に属する事務
- (5) 出納室に属する事務
- (6) 企業局との調整に関する事務
- (7) 教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務
- (8) 選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務
- (9) 農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務

(共同して所掌する事務)

第 3 条 次に掲げる事務については、両副市長の所管とする。ただし、市長が必要と認めたときは、特に副市長を指定してこれを掌理させることがある。

- (1) 市政に係る重要な企画に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 条例、規則及び訓令の制定又は改廃に関すること。
- (4) 予算の編成に関すること。
- (5) 重要な人事に関すること。
- (6) その他重要又は異例に属する事項に関すること。

(市長の職務代理の順序)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項に規定するあらかじめ市長が定める市長の職務を代理する副市長の順序は、第 2 条に掲げる順序とする。

（事故があるときの事務処理）

第 5 条 主管の副市長に事故があるときは、その副市長の担任する事務は、他の副市長が処理する。

2 前項の規定により処理した事務は、その事務を担当する副市長の後関に供しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。